

愛知県環境影響評価審査会会議録

1 日時 令和元年11月7日(木) 午前10時から午前11時10分まで

2 場所 自治センター 4階 大会議室

3 議事

- (1) (仮称)田原中山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について
- (2) 愛知県環境影響評価条例施行規則の一部改正について
- (3) その他

4 出席者

(1) 委員

松尾会長、生田委員、伊藤委員、大石委員、酒巻委員、佐野委員、塚田委員、富田委員、中野委員、中山委員、夏原委員、西田委員、二宮委員、橋本委員、葉山委員、櫃田委員、宮崎委員、義家委員、吉永委員 (以上19名)

(2) 事務局

環境局：

森田局長、小野技監、酒井環境政策部長

環境局環境政策部環境活動推進課：

柘植課長、永井主幹、戸田課長補佐、岩川主任、日下主任、中島主任

その他：

関係課職員 6名

(以上15名)

(3) 事業者等

6名

5 傍聴人

1名

6 会議内容

(1) 開会

(2) 議事

- ・ 会議録の署名について、松尾会長が中山委員と吉永委員を指名した。

ア (仮称)田原中山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について

- ・ 資料2について、夏原部会長から説明があった。

<質疑応答>

【大石委員】位置の再検討を求める意見となっているが、どの範囲で検討させるのか。また、位置を変更せずに規模を検討することは可能なのか。

【夏原部会長】位置については、配慮書10ページの検討対象エリアの中で再検討することを想定している。

また、規模については、動物、植物、生態系や景観への影響が回避、低

イ 愛知県環境影響評価条例施行規則の一部改正について

- ・ 資料3について、事務局から報告があった。

<質疑応答>

【二宮委員】今回追加する太陽電池発電所についても、計画段階環境配慮書から手続を開始するのか。工業団地の造成の事業などは、場所がほぼ決まっているような印象を受けるが、このような場合でも複数案を設定することになるのか。

【事務局】県条例では、すべての事業について計画段階環境配慮書から手続を開始することとなっており、太陽電池発電所についても同様である。複数案を位置、規模、構造等のいずれで設定するかについては、事業者において事業ごとに検討することとなる。

【義家委員】問題が生じている事例があるとの記載がある。3万kW以上は随分大きいように感じるが、3万kW以上でカバーできるのか。

【事務局】環境影響評価法や環境影響評価条例は大規模な事業を対象としており、スクリーニング手続で法に基づく環境影響評価が不要とされたものを、県条例の対象事業として環境影響評価を実施することとしている県条例の現状を踏まえ、国の第二種事業と同様に3万kW以上4万kW未満としている。今回の改正は、環境影響評価法施行令の改正を踏まえて対応を行うものである。

なお、県では、土地開発行為に関する指導要綱において、1haを超える開発行為について事前協議を行っている。また、自然環境の保全及び緑化に関する条例において、1haを超える行為について届出を義務付け、20ha以上の行為については自然環境の調査が義務付けており、自然環境などに配慮した計画となるよう指導している。このように、愛知県では、事業の規模に応じて、それぞれの制度に基づき対応しているところである。

【義家委員】どこかで線を引かなければならないのは理解するが、問題が生じている事例に対応できるのか。

【事務局】環境影響評価は、大規模な事業を対象としている。太陽光発電施設について言えば、これまでの対象事業の規模を踏まえて設定するものであり、アセス制度により問題が生じているすべての事例に対応するものではない。より小さな規模については、土地開発行為に関する指導要綱等で対応していくこととなる。

【義家委員】愛知県内で3万kW以上の太陽光発電施設はどれだけあるのか。

【事務局】現時点では、2件把握している。それとは別に、近接した場所で3万kW未満の施設を2つ設置している事業があり、これを一体の事業としてとらえる場合は3件となる。

【塚田委員】固定価格買取制度に基づく申請があると思うが、3万kW以上のものがどれくらいあるのか分かれば教えていただきたい。

【事務局】公表されている固定価格買取制度の設備認定に関する資料では、先ほど申し上げたとおり、2件又は3件となる。なお、この設備認定に関する資料には、稼働中のものと計画中のものが含まれている。

【吉永委員】現在の条例では、太陽光発電事業は工業団地の造成の事業として対象事

業になるとのことであるが、3万 kW 未満の太陽電池発電所であっても、75ha 以上の場合は対象事業になるということで良いか。

【事務局】 良い。

【吉永委員】 例えば、非常に近しい地域で分断したエリアで実施する場合に、事業者がそれぞれを個別事業としてしまえば環境影響評価は不要となり、抜け道ができてしまう。また、ソーラーシェアリングのような非常に環境の負荷の小さい事業であっても、エリアを大きくとると環境影響評価が必要となり、再生可能エネルギーの導入についてのハードルが高まってしまう。これらの点については、運用段階で個別にきちんと対応していかないといけない。

ウ その他

- ・ 特になし。

(3) 閉会

以上のとおり相違ありません。

会議録署名者

会議録署名者
